

福島県教育委員会平成28年9月定例会会議抄録

<p>1 開 催 日 時</p> <p>2 開 催 場 所</p> <p>3 出 席 委 員</p> <p>4 議 事 内 容 及 び 経 過</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名</p> <p>(3) 会 期 の 決 定</p> <p>(4) 記 録 係 の 指 名</p> <p>(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明</p>	<p>平成28年9月9日(金) 午後1時30分より</p> <p>教育委員室(県庁西庁舎9階)</p> <p>1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員、5番 浅川委員</p> <p>午後1時30分、教育長から9月定例会の開会が告げられた。</p> <p>教育長から、高橋委員と小野委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、高野主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号は、平成29年度福島県立中学校入学者選抜の基本方針を定めるもの。</p> <p>議案第2号は、平成29年度福島県立高等学校入学者選抜の基本方針を定めるもの。</p> <p>議案第3号は、平成29年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針を定めるもの。</p> <p>議案第4号は、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の改正に伴い、教育委員会における独自利用事務の内容について定めるもの。</p> <p>議案第5号は、平成28年度9月補正予算案の教育委員会関係部分を作成するもの。</p>
--	--

<p>(6) 会議の非公開</p> <p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p>	<p>議案第6号は、平成28年度の教育・文化関係表彰の被表彰者を決定するもの。</p> <p>議案第7号は、平成29年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び平成29年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数について諮るもの。</p> <p>議案第8号は、福島県立たむら支援学校を設置するため福島県立特別支援学校条例にその名称と位置を追加するもの。</p> <p>議案第9号は、福島県市町村公立学校教頭に係る平成28年10月1日付けの人事異動を決定するもの。</p> <p>議案第10号は、地方公務員法の規定により教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から同第4号までを除く議案等について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく非公開と決定された。</p> <p>平成29年度福島県立中学校入学者選抜の基本方針（議案第1号）について、義務教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>平成29年度福島県立高等学校入学者選抜の基本方針（議案第2号）について、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
---	--

浅川委員：1ページ目の下から二行目に「志願者の自己申告による傾斜配点」という記述があるが、これはどのようなことを指しているのか。

高校教育課長：「Ⅱ期選抜」の「4」のところ、「特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点」についてであるが、「各学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができる」とされている。

また、「標準配点」を県教育委員会では示しているが、各学校の校長の判断により、この問題の配点を学校ごとに設定することが、採点の時にできるようになっている。

例えば、応用問題の方の配点を高くしたいという場合には、そのような配点を学校の側で設定することができる。

浅川委員：具体的には志願者がどのような方法で自己申告をすることになるのか。

高校教育課長：志願者の自己申告による傾斜配点については、特定の2科目をそれぞれ自己申告により1.5倍にすることなどが考えられ、自己申告でその生徒が自分の得意教科を指定してきた場合は、校長の判断により、その科目を1.5倍等にすることができるということである。

浅川委員：各自、Ⅱ期選抜に申し込む子どもたちは、自分で傾斜配点をしてもらいたいという科目があるときは、調査表のようなものを提出することになるのか。

高校教育課長：願書にそのような自己申告の欄が存在する。

佐藤委員：複数の教科の中で配点を変えるという話と、比重を変えるという話は、そもそも別なものなのではないのか。

傾斜配点というのは、例えば進学校の場合に、うちは英語科だから英語の配点について、本来50点のところを100点満点にしますよ、というようなことを指すのではないのか。

配点の比重を変えるということと、傾斜配点を行うということは、本来別な話であると認識していたのだが、そのような認識で良いか。

高校教育課長：そのとおりである。

佐藤委員：次に、2ページ目に「学力検査と調査書の成績の比重を変える場合」という記述があるが、今すでに変えてある割合は、だいたいどのくらいで、何校程度か。

また、変えるとすれば調査書の比重の方を大きくする場合と、学力検査の比重の方を大きくする場合の二つのケースが考えられると思うが、実際はいずれのケースの方が多いのか。

高校教育課長：平成28年度入試に関しては、学力検査の方を数倍にした学校は5校あり、そのうち2倍にした学校は1校、3倍にした学校は3校、5倍にした学校は1校である。

この資料の中にも書いてあるが、「学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合」には、どちらも定員内にある者をまず合格とし、次に、どちらも定員外の者を不合格とし、いずれか一方のみ定員内の者について、調査書の記載事項や面接の結果も考慮して総合的に判定していくこととなる。

また、「学力検査の比重を変えた場合」には、いずれか一方に一定の数値を掛けて両者を加えた成績を並べて、調査書の記載事項や面接の結果も考慮して総合的に判断して選択していくこととなる。

蜂須賀委員：簡単に言うと、点数が同じなら、どちらの方を重く見るのかということか。

例えば同じ50点なら、内申書の方を重く見るのか、又は、学力検査の方を重く見るのかということか。

簡単に言うと、どうなるのか、例えばという形で説明してほしい。

高校教育課長：例えば、同等とした場合には、学力検査の点数と調査書の点数を、簡単に言うとグラフ化して、両方の定員の中に入っている者をまず合格とする。

両方の定員の中に入っていない者は、不合格となる。

そして、どちらか一方が入っている者の中から、総合的に比較しながら合格者を選抜していくという方法が現在取られている。

蜂須賀委員：そこで比べる場合、点数の方を取るのか、又は、学校の内申書の方を取るのか。

高校教育課長：両方を比べながら選抜していくことになる。

教 育 長：それは、単純に足し算をするものなのか。

高校教育課長：単純に足し算をするものではない。

佐藤委員：結局、どちらか一方が定員より外れている場合が問題であり、学力重視の学校では、最大5倍までして学力の方を重視して判断することになるということか。

教 育 長：その場合に、最初から比重を変えるというのは、どのようにして行うのか。

蜂須賀委員：事前に申し込んでおくということか。

佐藤委員：比重を変える場合には、各学校の校長からあらかじめ県教育委員会の方に届け出が来ているということか。

高校教育課長：そのとおりである。

高校教育課長：例えば、A高校がある科目を5倍にしますよという場合には、その科目を5倍にしたものと調査書点を足して並べた上で、総合的に判断することになる。

ボーダーラインで何人か重なることもあるが、学力検査が得意な受験生の側からすれば、内申書の点数が同じぐらいであれば、学力検査の点数が5倍になる方が有利となる。

蜂須賀委員：落ちそうな人をどのように救うのかということか。

例えば、落ちそうな人が5人いた場合に、学力の方を重視する学校は学力の方を重視するし、調査書の方を重視する学校は調査書の方を重視するという理解でも良いか。

高橋委員：実際にどちらの方を重視するのは、各学校の方針によって決められる。

小野委員：そのような調査や審査の方法は、受験前に各学校ごとに公表されるのか。

高校教育課長：(1)と(2)のいずれを取るのかなど、選抜方法に関する基本方針については、各学校ごとに作成される入試の募集要項に記載され、事前に公表されている。

小野委員：高校入試の方だが、I期選抜制度が始まってから平成28年度入試で14回目となり、私自身はこの制度の趣旨自体に反対するものではないのだが、これまでに何らかの検証を行ったという話あまり耳に入ってきたことがないのではないかと思われる。

実際にこれまでに14回なりやってみた結果、各学校現場においても、何らかのプラスの効果というものが確認されているのか。

そしてまた、あえて今、課題として挙げられていることや問題になっていること

があるのか、そのあたりの総括した話を聞きたい。

高校教育課長：具体的には、Ⅰ期選抜制度を平成15年度入試から導入しているが、多角的な視野から選抜することが可能になったと考えている。

中学校の校長名ではなく、受験生が自分の名前で書いた志願理由書を用いて受験するとともに、各学校においても、それをもとに独自の基準により選抜することができるようになった。

受験生自身が、自分にどのような特性があり、どのような目的を持ってその高校に進学し、どのような点を伸ばしていくのかを事前に明確にできるという利点があるものと思われる。

ただし、このⅠ期選抜制度をこれまでに14回続けてきたわけであるが、入学者選抜事務調整会議等で毎年議論してもらっており、その報告書の中にも記載されているとおり、Ⅰ期選抜とⅡ期選抜の間が少し空いていることから、Ⅰ期選抜で合格できた者と、合格できなかった者との間で一種の開きが生じるなどの問題点も指摘されている。

教 育 長： なお、この問題については、「タイムテーブル／日程表」の一番下に記載されているとおり、この定例会の後に開催が予定されている委員の勉強会でも説明してもらうことになっているので、そちらの方でもよろしくお願ひしたい。

議 案 第 3 号

平成29年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針（議案第3号）について、特別支援教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

<p>議案第 4 号</p>	<p>福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の制定（議案第 4 号）について特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教 育 長： これは、その就学支援に関する審査にマイナンバーを使えるようにするためのものか。</p> <p>特別支援教育課長： そのとおりである。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、平成 28 年 8 月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく承認された。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第 5 号</p>	<p>平成 28 年度 9 月補正予算案の教育委員会関係部分の作成（議案第 5 号）について、財務課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 6 号</p>	<p>平成 28 年度教育・文化関係表彰の被表彰者（議案第 6 号）について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 7 号</p>	<p>平成 29 年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び平成 29 年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数（議案第 7 号）について、高校教育課長及び特別支援教育課長よりそれぞれ説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 8 号</p>	<p>福島県立たむら支援学校を設置するための福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例（議案第 8 号）について、特別支援教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>議案第 9 号</p> <p>議案第 10 号</p> <p>(10) 報告事項 報告第 1 号</p> <p>(11) 次回の日程</p> <p>(12) 閉会</p>	<p>福島県市町村公立学校教頭に係る平成28年10月1日付けの人事異動（議案第9号）について、義務教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教職員に対する懲戒処分（議案第10号）について義務教育課長より当該事案の内容につき説明があった後、職員課長より体罰案件に係る処分案につき説明があり、その後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで教育長から、暫時休議とする旨の発言があり、休議に入る。</p> <p>午後3時16分、教育長より審議を再開する旨が告げられた。</p> <p>教職員に対する訓告処分等の内容（報告第1号）について職員課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>次回定例会について教育総務課長から、平成28年10月21日（金）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後3時27分、教育長から閉会が告げられた。</p>
--	--

上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。

平成28年10月21日